令　和　7年度　　大月保育園自己評価

保育所保育指針において、保育士及び保育所の自己評価並びにその公表が努力義務とされています。このことを踏まえて保育園では保育の質の向上を図るために保育園の自己評価を実施しました。
評価の結果を踏まえより良い保育を提供できるよう努力していきます。

評価について

評価は、以下のような基準で行いました。
◎・・よくできている　　○・・ほぼできている　　△・・努力が必要

1．保育の理念　・　目標　・　計画　・　評価

内　　容	評　価
保育理念、保育目標を理解し保育過程をたてている。	◎
保育過程に基づいた具体的な指導計画を作成している。	◎
年間計画、年間行事の見直しをしている。	◎
各年齢の発達段階を理解し、それぞれの年齢に合った指導計画であり個々の発達にも留意したものを作成。	◎
保育士は、自らの保育実践を振り返り評価し、専門性の向上や改善に努めている。	◎
特別な配慮が必要な場合の対応をしている。	◎

2．人権尊重

子どもの人権が尊重され、大切にされていると感じる。	◎
子どもが理解しやすいことばで伝える。	◎
自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちを汲み取る努力をしている。	◎

3．個人情報保護

個人記録簿は適切に記載し整理保管している。	◎
園内で知り得た子どもの情報に関する守秘義務について全職員で周知している。	◎
保護者からの相談の内容の守秘義務について全職員で周知している。	◎